
プロジェクト	連結納税制度の見直しへの対応
項目	第 68 回税効果会計専門委員会及び第 449 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 68 回税効果会計専門委員会（2021 年 1 月 7 日開催）及び第 449 回企業会計基準委員会（2021 年 1 月 15 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

グループ通算制度に関する会計基準の開発に係る基本的な方針及び繰延税金資産の回収可能性

第 68 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 通算税効果額の算定の合理性について、今後実務的にどのように算定されるかが明らかになった時点で改めて、検討をして頂きたい。
3. 通算税効果額の授受が行われないケースが稀なのかどうかについて心証を十分に得られていないため、実態を検証して頂きたい。また、授受を擬制する連結納税制度下での取扱いから変更することが適切かどうかについても改めて検討していただきたい。

グループ通算制度に関する表示及び注記

第 449 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 注記や開示について、連結納税を踏襲すること自体には賛成するが、連結財務諸表において繰延税金資産の回収可能性を見直した場合の注記など、情報のニーズを考慮し、開示の簡素化に配慮しながら結論を出してもらいたい。

個別財務諸表における通算税効果額に関する債権・債務の表示

第 449 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. 通算税効果額の授受を、未収金として表示するということは、当該未収入金に対する回収可能性を考慮することになるのか。

保証債務の注記

(案1(連結納税制度における扱いを踏襲する)に賛同する意見)

第68回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

6. グループ通算制度の連帯納付義務を履行する可能性の評価について、通算グループの構造が複雑な場合など、「履行する可能性が極めて低い」か否かを判断することは容易ではなく、実務上、非常にコストがかかると思う。
7. 連結財務諸表上ではこのような情報は必要なくなることもあり、連帯納付義務に係る保証債務の情報の有用性をコストが大きく上回ると考える。
8. 連帯保証契約によるものではなく、グループ通算制度により自動的に設定されているものであり、保証債務として注記することに自体に、どれほどの有用性があるのかに疑念がある。また、納税する会社は所得が出ている会社であり、通常は担税力があると想定されるため、実際に連帯納付義務を履行することはほとんどないと考える。
9. 保証債務の注記は、保証債務があれば記載するのが原則であるが、連結納税制度において、履行する可能性が極めて低い場合には注記不要とした背景が知りたい。グループ通算制度への移行により、親会社による一括納税から、子会社それぞれでの納税へと変更されただけであり、全体として、連帯納付義務の履行の可能性は変わらないのではないかと。仮に注記するのであれば、履行可能性を評価せずに押し並べて注記することが考えられる。

第449回企業会計基準委員会で聞かれた意見

10. 連結納税制度においては注記を要しないとされている中で実務上問題になっていないため、グループ通算制度において注記する情報の有用性を検討する必要があるのではないかと。
11. 子会社が通算グループ全体の連帯債務を注記することに相当の違和感があり、そのような情報が注記された場合、利用者の判断を誤らせる可能性もあると考えられる。
12. 連結納税制度においても基本的には同じような状況があったと考えられ、制度の変更によって、リスクの負担は変わったとしても本質的なリスクは変わっていないのではないかと。また、グループ通算制度への移行は、制度の簡素化や事務負担の軽減といった背景がある中で、追加のコストをどの程度かけるかということの評価して、検討して頂きたい。
13. 通算グループ全体の債務保証残高が潜在的なリスクの最大額になるが、リスクが発

現する可能性に関する情報をあわせて開示しないと、有用性のある情報にはならない。今まで開示がなくても問題なかったということもあり、非常に有用な情報となるため注記しなければならないというような積極的な理由はないのではないか。

14. 子会社の投資損失が発覚したために連結財務諸表上でも損失が生じるという状況では、子会社に対する保証債務の注記に有用性があったが、本件の連帯納付義務については、連結決算上の損失につながるものでもないため、事務コストをかけるほどの有用性はないのではないか。

(案2(各社履行する可能性の評価を求める)に賛同する意見)

第68回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

15. グループの実態によって、親会社が連帯納付義務を履行する可能性は異なり、一概に可能性が低いとは言い切れないと考える。また、連帯納付義務を負うことになる金額は把握されているため、集計に過大なコストがかかるのかどうかについては疑問である。
16. 注記を行う上では重要性の判断がなされ、重要性の乏しいものについては注記を省略できる。利用者としては、金額が大きく、履行の可能性のあるものが開示されるようにして頂きたい。

グループ通算制度を前提とした税効果会計の適用時期等

第68回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

17. 税制上の制度の選択の論点と、実務対応報告39号の「特例的な取扱い」からの移行の論点が混在しており、わかりづらくなっているため、「特例的な取扱い」を適用している場合と、税効果適用指針第44項の定めに基づいた「原則的な取扱い」を適用している場合のパターン分けを行った上で、それぞれの取扱いについて検討して頂きたい。
18. 回収可能性適用指針と同様に、新基準についても遡及適用は実務的に難しいと考えられる。また、経過的な取扱いを定めるにあたっては、回収可能性適用指針における扱いを参考として、従来の処理からの変更点を明示することも検討して頂きたい。
19. 会計方針の変更に該当しない場合でも、税制上の制度の変更が財務諸表上の金額に影響する場合は、開示等の対応が必要になるのではないか。

以上